

鳥取労働局発表
平成27年10月1日(木)

担	鳥取労働局 労働基準部監督課
当	課長 津田 恵史 労働時間設定改善指導官 長田 光彦 電話 0857-29-1703

10月は年次有給休暇取得促進期間です！

～年次有給休暇取得促進に取り組む企業を表彰する制度の新設 など～

ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、2020年までの目標値として、年次有給休暇の取得率を70%とすることが掲げられていますが、直近の取得率は48.8%（2013年）と近年50%を下回る水準で推移しています。

そこで、鳥取労働局（局長 ^{かわの すみとむ}河野 純伴）では、来年度の年次有給休暇の計画的付与について労使で話し合いを始める前の10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、セミナー等での周知を始め、年次有給休暇の取得促進に向けた取組を行っていきます。

1 期間

平成27年10月1日（木）～31日（土）

2 実施事項

- (1) 「働き方改革トップセミナー鳥取」の開催
平成27年10月22日に開催する「働き方改革トップセミナー鳥取」（別添資料1）を始め、鳥取労働局が実施するセミナー等の場で周知を行います。
- (2) 労使団体等への要請
労使団体等に対して会報への掲載等を依頼し、事業主・労働者に対する意識啓発を図ります。
- (3) 表彰制度の新設
年次有給休暇の取得促進に積極的に取り組む企業に対し、より社会的に評価され、認知されるよう鳥取労働局長が年次有給休暇取得促進の優良企業として表彰し、これを公表します。

参考：実施事項の詳細

(1) セミナー等での周知

平成 27 年 10 月 22 日(木)に、とりぎん文化会館(鳥取市)において「働き方改革
トップセミナー鳥取」(別添資料 1)を開催します。

(2) 労使団体等への要請

次の労使団体等に対して会報誌への掲載を依頼するなど、事業主等に対する意識
啓発を図ります。

一般社団法人 鳥取県経営者協会
鳥取県商工会議所連合会
鳥取県商工会連合会
鳥取県中小企業団体中央会
一般社団法人 鳥取県労働基準協会
日本労働組合総連合会鳥取県連合会
一般社団法人 鳥取県トラック協会
鳥取県社会保険労務士会

(3) 表彰制度の新設

年次有給休暇の取得促進に積極的に取り組み、年次有給休暇の取得率が高い企業
が、より社会的に評価され、認知されるようにすることで、鳥取県内の企業におけ
る年次有給休暇の取得を促進することを目的として、鳥取労働局長が年次有給休暇
取得促進の優良企業等として表彰し、これを公表します。

(4) 事業場への周知

鳥取労働局及び県内の労働基準監督署が実施する事業場に対する指導時等におい
て、年次有給休暇の取得促進を促します。

(5) 年次有給休暇取得のトライアルチャレンジ

県内に本店を置く企業 5 社に要請し、来年 3 月末までの間に、年次有給休暇の取得率
向上を図る取組を实践(トライアルチャレンジ)してもらい、実践前後の状況を分析し
て、年次有給休暇の取得促進に効果のあった取組事例の把握などを行います。

働き方改革

トップセミナー鳥取

日時

平成27年

10

/ 22(木)

13:30 ~ 16:00

～ トップの決断が企業を変える ～

< 参加費無料 >

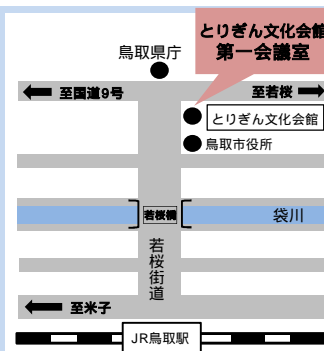
場所

とりぎん文化会館
第1会議室

対象

鳥取県内のすべての企業

代表者、労務担当役員・部長 など



会場案内

〒680-0845
鳥取県鳥取市尚徳町101番地 5
TEL 0857-21-8700(代)
(JRの場合)
JR鳥取駅から県庁方向に徒歩20分
JR鳥取駅から県庁方向行きのバスで
「県庁日赤前」「とりぎん文化会館」
(所要時間5分)下車すぐ
(お車の場合)
とりぎん文化会館の駐車場をご利用
ください(無料)

所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等の「働き方改革」を推進することは、労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、女性の活躍推進等の観点からも重要です。

本セミナーでは、基調講演、県内での取組事例の紹介等を通じて、「働き方改革」の取組を進めるために参考になる情報をご提供します。

PROGRAM

第1部 主催者挨拶 13:35 ~

鳥取労働局 働き方改革推進本部

局長・本部長 河野 純伴

「鳥取の働き方改革について」

第2部 基調講演 13:45 ~

演題

人と組織の活性化を目指して
～ とりだい病院のワークライフバランス推進～

講師

鳥取大学医学部附属病院ワークライフバランス支援センター

副センター長 谷口 美也子 氏

第3部 鳥取労働局働き方改革推進本部より 15:15 ~

1

15分

「働き方改革について」

鳥取労働局労働基準部監督課長 津田 恵史

2

15分

「女性が活躍できる職場について」

鳥取労働局雇用均等室長 廣瀬 真理

3

15分

「女性活躍推進に向けた県の取組について」

鳥取県元気づくり総本部元気づくり推進局男女共同参画推進課長 鈴木 由香利

主催



鳥取労働局 働き方改革推進本部

後援

鳥取県、輝く女性活躍加速化とっとり会議、一般社団法人鳥取県経営者協会、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会鳥取県連合会、一般社団法人鳥取県労働基準協会 (順不同)

働き方改革トップセミナーの受講申込み

申込み方法

申込みはFAXのみで受け付けます。
下記の「参加申込書」に必要事項を
記入して、送信してください。

その他

当日は、この「参加申込書」をご持参
ください。

問い合わせ先

鳥取労働局働き方改革推進本部事務局
(鳥取労働局労働基準部監督課)

〒680-8522

鳥取市富安2丁目89-9

電話 0857-29-1703

FAX 0857-23-2423

担当:長田

働き方改革トップセミナー鳥取 **参加申込書**

鳥取労働局 働き方改革推進本部 事務局宛 FAX:0857-23-2423

企業・団体名		
連絡先	電話番号	FAX番号
	- -	- -
参加者名	所属・役職	氏名
		フリガナ
		フリガナ
		フリガナ
		フリガナ

お申込みいただいた個人情報は、本セミナーのみに使用し、他の目的には一切使用しません。
個人参加の方は、氏名、連絡先のみで結構です。
セミナー当日も申込を受付けますが、会場が満席の場合にはお断りさせていただくことがあります。

働き方を変えよう。
休み方を変えよう。
生きがいを楽しもう。



+1

ワーク・ライフ・バランス
仕事と生活の調和のために、
「プラスワン休暇」で
連続休暇に。

**10月は年次有給休暇
取得促進期間です。**

効率的に働いて、しっかり休める 職場づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう。

+1

ワーク・ライフ・バランス
仕事と生活の調和のために、
「プラスワン休暇」で
連続休暇に。

労使協調のもと、土日、祝日に
年次有給休暇を組み合わせ、
3日(2日)+1日以上の休暇を実施しましょう。

10月は年次有給休暇取得促進期間です。

2015年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9 +	10
11	12 体育の日	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25 +	26 プラスワン休暇	27	28	29	30	31

休暇取得に向けた職場づくりに取り組みましょう。

事業場での具体的な取組の一例

年次有給休暇を取得しやすい環境整備

経営者の主導のもと、取得の呼びかけなど年次有給休暇を
取得しやすい雰囲気づくりや、労使の意識改革をしましょう。

労使の話し合いの機会をつくる

年次有給休暇の取得状況を確認するとともに、
取得率向上に向けた具体的な方策を話し合いましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう。

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得
日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均
取得率が8.1ポイント高くなっています(平成25年)*

この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。 ※就労条件総合調査

1. 導入のメリット

事業主 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。

従業員 ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2. 日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

5日 事業主が計画的に付与できる	5日 従業員が自由に取得できる	15日 事業主が計画的に付与できる	5日 従業員が自由に取得できる
---------------------	--------------------	----------------------	--------------------

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を除いた日数を計画的付与の対象とすることができます。